

平成 16 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役 廣 岡 哲 也
(コード番号：8907 東証第二部)
問い合わせ先 取締役管理部長 上 垣 内 征 史
電 話 番 号 03 - 3556 - 6681 (代表)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 31 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することにつき承認を求める議案を、平成 16 年 6 月 26 日開催予定の第 10 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に割当てるものといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設併合を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権 1 個当りの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下「最終価格」とい

う。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、当該最終価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の何れかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったことにより権利を喪失した場合は、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容につきましては、平成16年6月26日開催予定の第10期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上